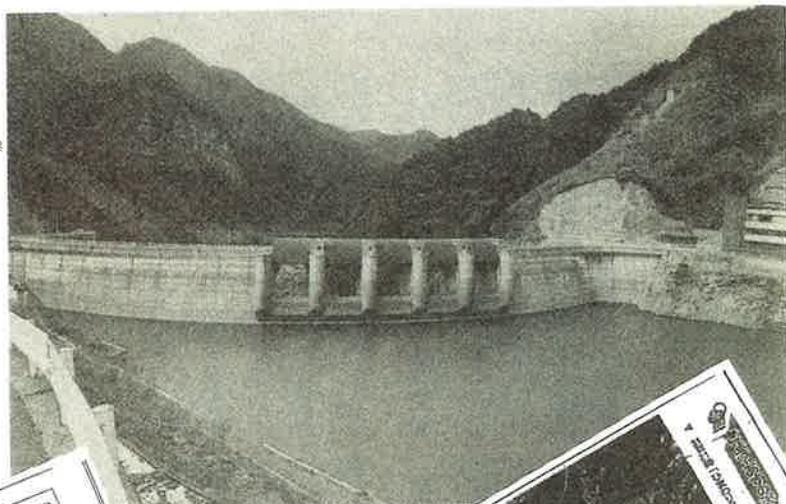


濁流に流されて

大迫ダム被害者の闘いの記録

大迫ダム訴訟弁護団編

《大迫ダム》



新聞記事の切り抜き。左側には人物写真と地図、右側には人物写真と記事本文が掲載されている。記事には「大迫ダム」に関する情報が含まれている。

《下淵頭首工》



はじめに

あの大迫ダムの無謀な放流により、大勢の者が濁流に流され、そのうち七名が死亡した時から既に一年以上も経過した。又、大迫ダム訴訟が大阪高裁の和解で勝利のうちに終了した日からでも、既に四年が経過した。月日のたつのは早いものだと、つくづく思う。

さて、やっと、今度、この本が完成した。被害者の遺族の方と弁護団の各先生に原稿の執筆を依頼した。遺族としては、もう、事故のことは思い出さたくもない、そつとして欲しいという方もおられたであろう。今更という気持ちもあったであろう。にもかかわらず、執筆をお願いした。

国相手の国家賠償事件は、勝訴すること自体が極めて難しく、特にダムや水害が問題となる訴訟においては、仮に一審や控訴審で勝訴してもその大半が最高裁で判決が逆転し、国が勝訴するという途をたどるのが普通である。つい最近も、水害訴訟で最高裁の判決が出、住民が逆転敗訴した事例があった。

しかし、大迫ダム訴訟は、一審の大阪地方裁判所では全面的に勝訴したのみならず、第二審の大阪高裁で、勝利の内容で和解が成立したという、国相手のダム又は水害事件としては極めて異例な事件であった。又、本件事故により死亡した七名の被害者の全員について、その遺族が訴訟を起し、高裁で和解ができる最後まで、手を取りあつて苦楽を共にした点でも、誇るに足る事件であ

った。そのような遺族と弁護士協力の、原告遺族の圧倒的な勝利をもたらしたのである。
このような闘いがあり、かつ、それが勝利で終わったという事実は、現に同様の事件で悲しみ苦しんでいる被害者に対する激励になり、又、被害者とともに現場で苦闘している弁護士に対する心からの励ましともなるであろう。更に言えば、現在も全国各地で建築されているダムの要否やその管理について一つの方向を示すことにもなり、危機認識を欠いたダム管理者に対する警鐘にもなるであろう。

今回の事件の記録を本という形で残すことは、我々、この訴訟の関わった者の果たさなければならぬ義務であると言っても過言ではない。遺族の方々に原稿を、あえてお願いしたのは、このよ様な気持ちからであった。遺族には悲しみと苦しみの気持ちを乗り越えて、原稿を出して戴いた。又、弁護団の諸先生には、忙しい中で、訴訟に関しての力作の原稿を戴いた。内容については、必要最小限の修正はしたが、戴いた原稿をできるだけ活かすように心がけた。事件の当事者の気持ちをそのまま伝えたかったためである。一字一句に、この訴訟に関わった人々の心情が反映されていると、確信したからである。この文章の奥に隠された悲しみや苦しみ、そして苦闘の軌跡を感じて戴きたい。

今は春、あの日から一三回目の桜の季節を迎える。吉野は日本で有数の桜の名所である。あの時被害者を飲み込んだ吉野川は、ゆるやかに流れている。ダム操作の誤りが被害者を押し流した同じ

川を、今、桜の花びらが下っていく。川の流れが残された遺族の悲しみを洗い流し、水面を漂う桜の花びらが、被害者の味わたたであろう苦しみを癒すことを祈らずにはいられない。

最後に、この本の刊行が大幅に遅れた。これは、全て編集担当である私の不手際である。心からお詫びをしたい。

一九九五年四月一五日

弁護士 大澤 龍 司